

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 1 回 憲法の概念

【到達目標】 「形式的意味の憲法」及び「実質的意味の憲法」の意味及びその異同について理解している。「立憲的意味の憲法」の意義について、「固有の意味の憲法」と対比して理解している。

【事前学修】 「法学 I」等の講義で学習した法の意義（目的）、法の存在形式（法源）、法の分類等について復習したうえで、憲法がどのように位置づけられるかを考えておく。

1. 法学の全体像と憲法学の位置

- ・ 法律学の世界は、基礎法学（法哲学・法理学、法史学・法制史、比較法、外国法、法社会学など）、法解釈学（憲法学、民法学、刑法学、商法学、民事訴訟法学、刑事訴訟法学など）、立法学に大別できる。
- ・ 憲法学は、憲法典（具体的には、日本国憲法）を解釈する学問である。
- ・ すべての実定法は、憲法の定めるところに基づき（41 条、59 条）、憲法の許す範囲内で（98 条）、制定される。憲法に違反する国家行為は（立法も）すべて無効である（81 条、98 条）。

2. 憲法の概念

- ・ 憲法の概念を考えると、これを形式的意味の憲法と実質的意味の憲法とに分けて考えるのが一般的である。
- ・ 実質的意味の憲法のうち、特に自由主義に基づき人権保障のために権力を抑制することを定めた基本法を立憲的意味の憲法という。これに対して、単に国家統治の組織・作用の基本法を意味するとき、これを固有の意味の憲法という。

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、憲法の内容について整理する。また、六法を参照しながら、形式的意味の憲法ではないが実質的意味の憲法といえるものをいくつか挙げ、なぜそういえるのかを説明する。

Quiz

Q1-1 次の文章のうち、そこで想定される「実質的意味の憲法」の理解の仕方が、憲法学における伝統的な分類に従えば、他とは異なっているものはどれか。

1. 権利の保障が確保されず、権力の分立がなされていない社会は、憲法をもっているとはいえない。
2. 固有の意味での憲法を論ずるには、古代憲法、中世憲法、近代憲法、現代憲法の順で、社会の基本構造を歴史的に叙述する必要がある。
3. 日本の憲法の歴史は、大日本帝国憲法の制定につながる、西洋諸国に対する「開国」を出発点として、叙述されなくてはならない。
4. 近代立憲主義が定着したフランス第三共和制においては、その体制の基本を定める法律を「憲法的」と形容して、憲法的法律と呼んでいた。
5. 絶対君主制とは区別された意味での立憲君主制が、19世紀ヨーロッパの憲法体制では広く普及し、明治時代の日本もこれになった。

(平成21年度行政書士試験)

Q1-2 諸種の憲法概念に関する次のアからエまでの各記述について、明らかに誤っているもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

- ア. 憲法概念は、その存在様式によって区分することができる。憲法という法形式をとって存在している法を「形式的意味の憲法」と呼び、法形式にかかわらず国家の組織や作用に関する基本的な規範を「実質的意味の憲法」と呼ぶ。後者の概念からすれば、国会法や公職選挙法の一部の規定は憲法法源としての意味を持つことになる。
- イ. 形式的意味の憲法の効力は他の法規より優越する。今日多くの国では、この優越性を現実に保障するため裁判所による違憲審査制を採用しているが、法令の合憲性について議会が最終的に判断するという制度が憲法の形式的優位性と矛盾するとはいえない。
- ウ. 憲法の内容に着目すると、「固有の意味の憲法」と「立憲的意味の憲法」を区別することができる。「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法を持つものではない」という1789年のフランス人権宣言の有名な一節は、前者の趣旨を示したものである。
- エ. 形式的意味の憲法にはいかなる内容を盛り込むことも可能であるが、歴史的には立憲主義の成文化を求める動きが憲法典の普及を促進した。日本国憲法はこの経緯を踏まえ、憲法の形式的優位性の実質的根拠を示すため、第10章「最高法規」中に公務員の憲法尊重擁護義務を定める第99条を置いている。

1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ 5. イとエ 6. ウとエ

(平成20年司法試験)